

## 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布されました。新たに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成29年10月1日に施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。

浜松市内の産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合、平成29年10月1日から令和4年9月30日までは変更届を提出していただき、新しい許可証を交付します。

また、石綿含有産業廃棄物の取扱いについても、これまで本市では許可の取扱いについて許可証に明記していませんでしたが、今回の法改正と併せて対応することとなりました。

なお、令和4年10月1日以降は、変更許可として取り扱います。

### I 届出受付先

浜松市 環境部 産業廃棄物対策課 許可審査グループ

〒432-8023

浜松市中区鴨江三丁目1-10（鴨江分庁舎3階）

TEL 053-453-6190 Fax 053-453-6001

### II 届出方法

- (1) 受付時間 平日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで  
※窓口にお越しの方は事前に予約をお願いします。
- (2) 提出部数 正副2部
- (3) 手数料 無料
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り郵送による提出をお願いいたします。

### III 届け出に必要な書類

#### 1 収集運搬業積替保管なし

- (1) 様式第11号（正副）
- (2) 取り扱う石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等ごとに、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）
- (3) 届出者の許可証の写し
- (5) レターパック（許可証を郵送希望の場合）

## 2 収集運搬業積替保管あり

- (1) 様式第11号(正副)
- (2) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、保管場所の写真
- (3) 取り扱う石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区別して、収集し、又は運搬することの対策(使用する容器の写真、区分方法など)
- (4) 保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置
- (5) 届出者の許可証の写し
- (6) レターパック(許可証を郵送希望の場合)

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がある場合は、変更前、変更後の図面及び保管容量計算書(現地確認を実施します。)

## 3 処分業

- (1) 様式第11号(正副)
- (2) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、保管場所の写真
- (3) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容
- (4) 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、水銀の回収方法(取り扱わない場合は、その旨を記載してください)、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- (5) 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法(取り扱わない場合は、その旨を記載してください)、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- (6) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋め立て処分する場合は、その方法(取り扱わない場合は、その旨を記載してください)
- (7) 主要機器及び付帯施設の配置図、写真
- (8) 届出者の許可証の写し
- (9) レターパック(許可証を郵送希望の場合)

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がある場合は、変更前、変更後の図面及び保管容量計算書(現地確認を実施します。)